

様式第5号（第3条関係）

第 年 月 日

都市再生推進法人不指定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった都市再生推進法人の指定については、指定しないことを決定したので、下記のとおり通知します。

記

不指定の理由

この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、この処分があった日（審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。